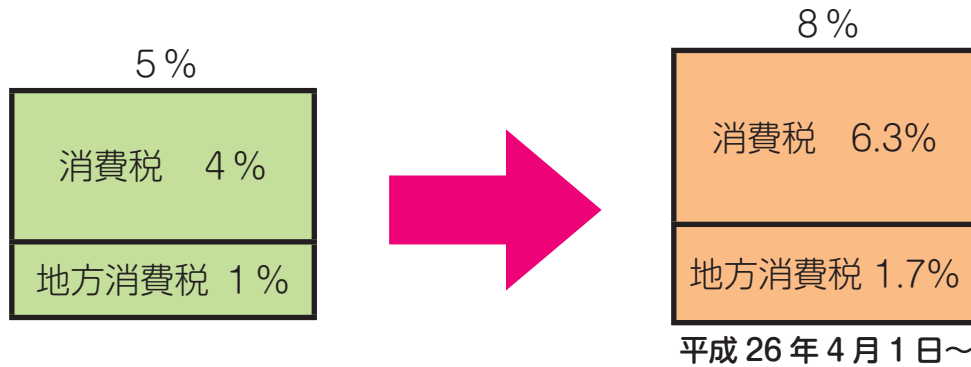




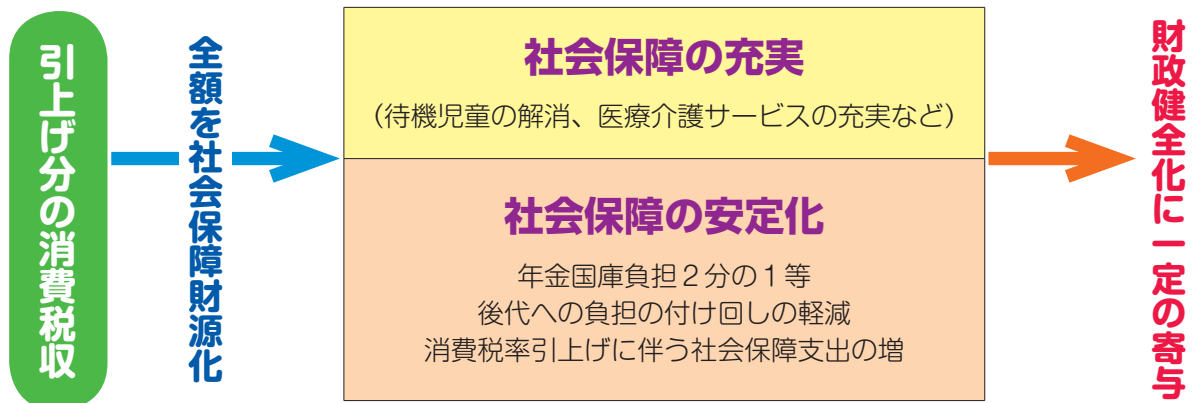
消費税率（国・地方）の引上げについて

1 消費税率（国・地方）が引き上げられます。



- ※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。
- ※ 消費税率 10%（消費税 7.8%・地方消費税 2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2 引上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障財源化されます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

- 消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 鹿児島県税務課関税係（電話 099-286-2202）または、総務課総務チーム（22-0511）までお問い合わせください。

消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00（平成 26 年 3 月・4 月は土曜日も受付）

※お住まいの地域の応じて、以下の通話料金がかかります。

●固定電話：8.5 円 ~ 80 円 / 3 分間、携帯電話：90 円 / 3 分間、公衆電話：30 円 ~ 220 円 / 3 分間

HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）